

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年7月20日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
せせらぎタウン アイム
犬上郡甲良町在士809番地
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
（ア）開店時刻 午前9時
（イ）閉店時刻 午後8時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
（ア）開店時刻 午前9時
（イ）閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 3 変更年月日 平成19年5月25日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
甲良商業近代化協同組合 犬上郡甲良町在士809番地
代表理事 上川 譲
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社丸善 犬上郡豊郷町高野瀬535
代表取締役 久木 康裕
ほか2件
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,010平方メートル
 - (4) 駐車場の収容台数 133台
 - (5) 駐輪場の収容台数 15台
 - (6) 荷さばき施設の面積 150.4平方メートル
 - (7) 廃棄物等の保管施設の容量 54.1立方メートル
 - (8) 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
 - (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後5時まで
- 5 届出年月日 平成19年5月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町4-1
甲良町産業振興課 犬上郡甲良町在士353-1
 - (2) 縦覧期間 平成19年7月20日から平成19年11月20日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成19年11月20日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成19年7月20日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
せせらぎタウン Kマート
犬上郡甲良町在士809番地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗の名称
せせらぎタウン アイム
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
有限会社うえかわ 犬上郡甲良町池寺205番地
代表者 上川 譲
ほか9件
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗の名称
せせらぎタウン Kマート
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
有限会社うえかわ 犬上郡甲良町在士809番地
代表者 上川 譲
ほか2件
- 3 変更年月日
平成19年5月25日
- 4 変更の理由
店舗改装のため
- 5 届出年月日
平成19年5月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町4-1
甲良町産業振興課 犬上郡甲良町在士353-1
 - (2) 縦覧期間 平成19年7月20日から平成19年11月20日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成19年11月20日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1